



# 埼玉県報

第 3042 号  
平成 30 年(2018 年)  
10 月 2 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 七郷北部土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 幸手都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 高度警察情報通信基盤システム連携サーバの賃貸借に関する入札告示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

### 正誤

- 埼玉県告示第 1017 号中訂正（商業・サービス産業支援課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、七郷北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	安 藤 高 二	埼玉県比企郡嵐山町大字古里九百八十七番地一

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県所沢市大字新郷二〇五の二三
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

さいたま市

#### 二 作業種類

公共測量（境界点座標変換業務（平成三十年南部一、二））

#### 三 作業地域

さいたま市中央区本町東四丁目地内外（境界点座標変換業務（平成三十年南部一））、さいたま市桜区栄和一丁目地内外（境界点座標変換業務（平成三十年南部一、二））

#### 四 作業期間

平成三十年八月二十七日から平成三十一年一月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十六号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

白岡市

### 二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量）

### 三 作業地域

白岡市全域

### 四 作業期間

平成三十年九月二十八日から平成三十一年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

### 三 作業地域

利根川上流河川事務所管内（児玉郡上里町、本庄市、深谷市、熊谷市、加須市、久喜市）

### 四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年二月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
幸手	都市計画 区域名							
幸手市 宮代町 杉戸町	市町村名							
区域区分	都市計画の 種類及び名称							
平成三十年十 一月二日午後 二時から	期日及び時間	公聴会						
宮代町立図書 館ホール	場 所							
平成三十年十 月二日から平 成三十年十月 十六日まで	提出期間	公述申出書						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、幸手市都 市計画課、宮 代町まちづく り建設課、杉 戸都市施設 整備課	提出先							
平成三十年十 月二日から平 成三十年十月 十六日まで	閲覧期間	都市計画の構想						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、幸手市 都市計画課、 宮代町まちづ くり建設課、 杉戸都市施 設整備課	閲覧場所							



## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高度警察情報通信基盤システム連携サーバの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部通信指令課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
地域部通信指令課企画・指導係 電話048-832-0110 内線3624

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月13日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月12日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月13日（火）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年11月13日（火）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年11月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年10月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
Server Connected with Police Integrated Info-communication  
Infrastructure.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
November 13, 2018 By mail; 5:00 p.m. November 12, 2018 In person;  
10:20 a.m. November 13, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年十一月十四日

指令川建セ第二九〇〇二七〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十年九月二十七日

川建セ第三〇〇〇八号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字八幡谷二百十四番

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井二百七十九番地

瀧上 哲志

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十年九月三日

指令越建セ第二九〇〇二二一号

#### 二 検査済証番号

平成三十年九月二十六日

越建セ第二六八一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目二百三十八番三、二百三十九番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目三番二十七号 パストラルハイツB二〇二号

柳井 孝法



正 誤

埼玉県告示第千十七号（平成三十年九月二十一日第三千三十九号）中訂正

ページ 行

二 前から二十一

誤

平成三十年九月二十一日から平成三十年一月二十一日まで

正

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで